

労働保険委託事業所 様

労働保険事務組合愛荘町商工会
会長 西村 正司
(公印省略)

労働保険年度更新について

平素は当事務組合の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
今年度も、労働保険（労災・雇用保険）の年度更新の時期となりました。
つきましては、下記をご参照いただき、同封の報告用紙に必要な事項をご記入の上
4月26日(金)までに商工会へご提出下さいますようお願い申し上げます。
※各様式は、商工会ホームページよりダウンロード可能です。
ダウンロードした様式に打ち込んだものをご提出いただいても構いません。

記

【一般事業、建設業で雇用保険加入の方】

『労働保険料算定基礎賃金等の報告用紙』（別添様式第5号）

対象期間 (R5.4.1～R6.3.31) の賃金等の報告。

雇用保険適用事業所様には「被保険者台帳(3月19日時点)」を同封しています。

対象人数をご確認の上、用紙下方にご記名の上ご提出ください。

【建設業の方】

『一括有期事業総括表』（組織様式第8号）

『一括有期事業報告書』（様式第7号）

対象期間 (R5.4.1～R6.3.31) に完了した元請工事を種類ごとに、工事内容及び着
工期・請負金額について 税抜金額でご記入をお願いします。

《特別加入制度について》

労働保険事務組合に事務委託し、従業員を年間100日以上雇用見込みのある中小企業・小規模事業者が、事業主および家族従業員および役員等が加入できる労災保険加入制度です。

(常用労働者が1人もいない場合は、労災保険特別加入に加入できません。)

※記入方法やご不明な点等につきましては、商工会 TEL：0749-42-2719 にお問い合わせ下さい。

提出は全ての委託事業所様の報告が揃ってからとなります。期限厳守にご協力下さい。

愛荘商工発 6 号
令和 6 年 4 月 1 日

労働保険委託事業所 様

愛荘町商工会
会長 西村 正司
(公印省略)

労働保険にかかる手数料改定のお知らせ

平素は、当商工会事業に格別のご理解を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和 6 年 3 月 27 日の本会理事会にて規定が改正されましたことに伴い、手数料を下記のとおり改定させていただくこととなりましたので、お知らせ申し上げます。

大変恐れ入りますが、何卒、ご承知おき願います。

1.改定日 令和 6 年 4 月 1 日

2.改定後手数料

(単位:円・税込)

区 分		手数料	
労働 保 険 関 係	労働保険事務	雇用保険取得・喪失	550
		離職票発行	550
		療養・休業補償・助成金等申請指導	550
		育休・高年齢雇用継続給付申請指導	550
	労働保険関連証明	保険料納入証明書等発行	550

※労働保険事務の手数料は、年度分集計を行い、7月中旬に労働保険料と合わせて指定口座より徴収させていただきます。

その他の手数料に関しましては、都度ご請求させていただきます。